総合特別区域の進捗に係る事後評価［観光分野］

平成28年度

千年の草原の継承と創造的活用総合特区［指定：平成25年9月、認定：平成26年11月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ⅰ）＋ⅱ）の平均値　（3.3＋3.8）／2＝3.6　3.6

ⅰ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	①草原面積、②野焼き再開牧野数	97%	5
2	①観光入り込み総数、②阿蘇地域の宿泊者数 《定性的評価》	－	－
3	あか牛肉料理認定店数	91%	4
4	草原体験利用者数 《定性的評価》	－	－
5	草原再生募金額	22%	1

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×1＋4×1＋3×0＋2×0＋1×1）／3＝3.3　3.3

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.8

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ⅰ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（2.5＋3.8＋3.8）／3＝3.4　3.4

ⅰ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・第三種旅行業者の企画旅行催行区域制限の緩和
（概要）
・旅行業法における催行区域の特例対象地域として、協議の結果、草原を活用した新たな旅行商品を第三種旅行業者が取り扱えるようになった。

専門家による評価の平均値　2.5

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　3.8

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値　3.8

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.3

・阿蘇の草原景観は大変希少な観光資源である。噴火や震災など予期せぬ自然災害によって、評価指標の数値では進捗していないところもあるが、阿蘇地域の価値の重要な部分を担う草原維持の取り組みの方向性と具体的な施策を高く評価している。

・阿蘇地域の魅力は自然・生活文化等々広域的な魅力要素から構成されるだけに、そうした各種魅力要素に即したマーケティングの展開、その中で「特区」の「肝」となっている広域的な体験観光商品の開発・販促に取り組んで欲しい。

・唯一、低迷が続く「草原再生募金額」については、着地型商品に組み込む等により、趣旨に賛同する観光客から寄付金をいただくなど検討されたい。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値　3.3

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (3.6＋3.4＋3.3×2)／4＝3.4

3.4

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。